

市立函館病院愛児園保育および給食業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

函館市病院局では、病院職員が安心して職務に専念するための24時間保育および市民等が利用できる病児保育を実施するため院内保育所「愛児園」を通じて適切に業務を遂行できる事業者を公募型プロポーザル方式で選定するに際し、その実施について次のとおり必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 業務名 市立函館病院愛児園保育および給食業務
- (2) 業務内容
別紙「市立函館病院愛児園保育および給食業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
履行期間は令和8年(2026年)10月1日から令和11年(2029年)9月30日までとする。
契約日から令和8年(2026年)9月30日までを当該委託業務の準備期間とする。
なお、本契約は、複数年にわたる委託契約におけるスライド条項を適用する契約である。(別添参照)
- (4) 提案上限額
月額3,677千円(消費税および地方消費税相当額を含まない。)
- (5) 業務担当課
〒040-8681 函館市港町1丁目10番1号
函館市病院局
管理部庶務課 担当：須貝・澤口・宮武
e-mail：shomu-shomu@hospital.hakodate.hokkaido.jp
TEL：0138-43-2000(内線4207)
FAX：0138-43-4434
- (6) ホームページ
本プロポーザルに関する情報や様式等は、函館市病院局ホームページに掲載する。
(URL：<https://www.kanbyou.jp/byoinkyoku/proposal.html>)

2 参加資格要件

次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 児童福祉法に基づく保育所を設置・運営している社会福祉法人または法人で、病院の院内保育施設を2か所以上運営していること。
- (2) 児童福祉法に基づく保育所を設置・運営している社会福祉法人または法人で、病児保育施設を運営していること。
- (3) 函館市病院局競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱(平成27年7月1日施行)に基づく指名停止措置、または、国ならびに他の地方自治体による指名停止措置を、本プロポーザルの参加申込書の提出の際現に受けていないこと。
- (4) 函館市病院局暴力団等排除措置要綱(令和5年4月1日施行)による入札参加除外措置を、本プロポーザルの参加申込書の提出の際現に受けていないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

3 スケジュール

公募開始（函館市病院局ホームページ）	令和 8 年 5 月 1 日（金）
現地見学（希望者のみ）	令和 8 年 5 月 7 日（木）～令和 8 年 5 月 14 日（木） ※土・日を除く。
現地見学申込期限	令和 8 年 5 月 13 日（水）
質問書提出期限	令和 8 年 5 月 13 日（水）
質問回答の公表	令和 8 年 5 月 14 日（木）
参加申請書の提出期限	令和 8 年 5 月 15 日（金）
審査結果通知（参加申請書の認定）	令和 8 年 5 月 20 日（水）
企画提案書の提出期限	令和 8 年 5 月 27 日（水）
プレゼンテーション・ヒアリング実施予定	令和 8 年 5 月 28 日（木）
審査結果の通知	令和 8 年 6 月上旬
審査結果の公表	令和 8 年 6 月上旬
契約締結	令和 8 年 6 月上旬

4 参加申請書の提出

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申請書（様式第 1 号）
- ② 2(1)および(2)に掲げる条件を満たすことがわかる書類（契約書類等）
- ③ 直近の北海道または函館市の指導監査結果の報告
- ④ 定款および役員名簿
- ⑤ パンフレット等で会社概要のわかるもの
- ⑥ 令和 7 年度（または直近）の決算関係書
- ⑦ 交付 3 か月以内の市税の納税証明書（写）（納税義務のある場合）
- ⑧ 交付 3 か月以内の消費税および地方消費税の納税証明書（写）（納税義務のある場合）

※ なお、⑥～⑧については、令和 7・8 年度における函館市競争入札参加資格者として登録されている場合は不要。

(2) 提出期限

令和 8 年（2026 年）5 月 15 日（金）

(3) 提出先

1(5)に同じ

(4) 提出方法

持参（平日の午前9時から午後5時）、郵送のいずれかとし、期日までに提出すること。郵送の場合は、令和8年（2026年）5月15日（金）の消印があるものまで有効（なお、5月15日に郵送する場合は、1(5)の担当にその旨連絡すること）。

(5) 審査結果

審査結果は、令和8年（2026年）5月20日（水）までに書面により通知する（様式第2または3号）。なお、参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（函館市の休日を定める条例（平成3年函館市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日」という。）の日数は算入しない。）以内に、資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

5 質問および回答

(1) 提出期限

令和8年（2026年）5月13日（水）午後5時まで

(2) 提出先

1(5)に同じ

(3) 提出方法

質問書（様式第4号）を電子メールで提出（提出した旨、着信確認の電話をすること）

(4) 回答方法

令和8年（2026年）5月14日（木）に函館市病院局ホームページに掲載し、個別には回答しない。また、質問に対する回答は、本要領の追加または修正とみなす。なお、意見表明と解されるもの等には回答しないことがある。

6 参加辞退

(1) プロポーザル参加申請書を提出した後に本プロポーザルを辞退する場合は、令和8年（2026年）5月15日（金）までに参加辞退届（様式第5号）を提出すること。

(2) 参加資格者が、上記4で定める提出書類を期限までに提出しなかったときは、参加を辞退したものとする。

7 仕様書等の閲覧等

(1) 本プロポーザルに係る仕様書等は、次に定めるところにより閲覧することができる。

ア 閲覧場所 函館市病院局管理部庶務課庶務係

イ 閲覧期間 令和8年（2026年）5月1日（金）から令和8年（2026年）5月15日（金）まで

(2) 前号に定めるもののほか、仕様書等は閲覧期間中、電子データにより函館市病院局ホームページに掲載する。

- (3) 前号に定める仕様書等を閲覧しようとする場合に必要な電子データのパスワードが必要な者は、1(5)宛て連絡すること。

8 現地見学等

- (1) 実施時期 令和8年(2026年)5月7日(木)から5月14日(木)の6日間(土、日を除く。)
- (2) 申込方法 見学を希望する場合は、現地見学会参加申込書(様式第6号)により、電子メールまたはFAXで申し込みすること(提出した旨、着信確認の電話をすること)。
- (3) 申込期限 令和8年(2026年)5月13日(水) 午後3時まで
- (4) 申込先 1(5)に同じ
- (5) 集合場所 集合場所および集合時間等については別途指示するものとする。

9 企画提案書等の提出期限等

- (1) 提出書類
- ①企画提案書(様式第7号)
 - ②業務提案書(様式自由)
 - ③提案見積書(様式第8-1号)
 - ④提案見積金額に係る積算内訳書(様式第8-2号)
- (2) 提出方法 持参または郵送により提出すること。
- (3) 提出期限 令和8年(2026年)5月27日(水) 必着
- (4) 提出先 函館市病院局管理部庶務課庶務係
- (5) 受付時間 平日の午前9時から午後5時までとする。
- (6) 提出部数 計6部(正本1部 副本5部)

10 審査に関する事項

- (1) 審査委員会の設置・審査
- 病院局は、次に掲げる委員により構成する「市立函館病院愛児園保育および給食委託業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)」を設置し審査を実施する。
- ・病院職員 5名(うち父母代表 1名)
- (2) プレゼンテーションの実施
- 企画提案者を対象に、提案に対する質疑・補足説明を求めため、非公開で対面によりプレゼンテーションを実施する。
- 実施予定日時 令和8年(2026年)5月28日(木)
- ※ 開催方法および開催時間等の詳細については、別途通知する。
- (3) 審査方法
- ア 審査委員会の各委員は、企画提案書およびプレゼンテーションの結果を(4)の評価基準に基づき評価し、各委員の合計点が最も高い者を最適提案者として選定す

る。

- イ 合計点が最も高い順に、最適提案者、次点者として選定する。
- ウ 合計点が最も高い者が複数いる場合は、見積価格の低い者を最適提案者とする。
なお、見積額も同額である場合は、各委員の合議により最適提案者を定める。
- エ 次点者の選定に関し、合計点が2番目に高い者が複数の場合もウと同様とする。
- オ ア～エに関わらず、得点率が6割未満の者は、最適提案者または次点者として選定しない。
- カ 応募者が1者の場合も審査を実施する。
- キ 病院局は、特別な理由がない限り、審査委員会で選定された最適提案者を受託候補者に決定する。

(4) 評価基準

評価項目	配点
1 保育施設運営実績・基本方針	5点
2 組織運営	5点
3 職員確保・配置	10点
4 勤務体制・研修計画	5点
5 保育内容（1日の流れ・年間行事計画）	5点
6 衛生・健康管理	15点
7 安全面への配慮・工夫および児童の急病・けがへの対応	15点
8 給食内容・調理師の配置の考え方	5点
9 苦情処理・個人情報保護への取り組み	5点
10 病児保育への対応	15点
11 見積価格	15点
合計	100点

評価点における最低基準点＝（選定委員の人数×100（満点数））×60%

(5) 審査および受託候補者の決定

令和8年（2026年）6月上旬

(6) 審査結果

- ア 審査結果は、すべての参加者に書面で通知する。受託候補者に選定された参加者へは「契約候補者決定通知書」（様式第9号）、次点候補者に選定された参加者へは「次点候補者決定通知書」（様式第10号）、また、受託候補者等に選定されなかった参加者へは「契約候補者非決定通知書」（様式第11号）により通知する。
- イ 審査結果については、函館市病院局ホームページに最適提案者のみ公表する。
- ウ 契約候補者の名称のみを公表し、それ以外の各評価点および順位は公表しない。
- エ 本審査に関する問い合わせおよび異議には一切応じない。

11 契約

最適提案者と別途協議を行い、内容について合意のうえ業務仕様書を作成し、随意

契約の方法により契約を締結する。

なお、受託候補者との協議が整わない場合等は、次点者を受託候補者とし協議を行う。その場合、次点候補者に対して「次点候補者との協議開始通知書」（様式第12号）により通知する。また、受託候補者と協議が整い、次点者を受託候補者として協議を行う必要がなくなった場合は、「次点候補者と協議を行わない旨の通知書」（様式第13号）により通知する。

12 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当すると認められるとき

13 その他

- (1) 提出書類の作成、提出、ヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提案書の受理後の差替えおよび追加・削除は認めない。ただし、病院局から指示があった場合はこの限りでない。
- (4) 提出された書類は審査のために複製することがある。
- (5) 提出された書類は企画提案者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

なお、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）の規定により、開示する場合がある。

(別添)

入札等にあたっての注意事項

本件は、「複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金の変動に基づく契約金額の変更）」を適用する契約です。

最低賃金に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。

変更金額の算出方法等は、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定めるとおりです。

本制度の詳細については、函館市病院局ホームページに掲載の「複数年にわたる委託契約へのスライド制度の適用について」をご覧ください。

変更契約にあたっては、局と受注者で変更金額等について協議を行います。協議の請求書は、履行開始日から12か月経過後（2回目以降は前回スライド制度適用の基準日から12か月経過後）以降に提出してください。